

(別表第 1) (第 13 条関係)

1 分類の方法及び名称

分類区分	分類の方法及び名称	記号
大分類	主管する業務をそれぞれ付表の区分の欄（以下「区分欄」という。）を参酌して分類したものを大分類とし、その名称は、参酌した区分欄に掲げる名称を参酌したものとす。この場合において、付表の 1 の(6)のスを参酌したときは、当該区分欄の名称にかかわらず、適当な名称を設定するものとする。	0 から 999 までの数字を用いる。
中分類	大分類のそれぞれを、大分類を設定する際に参酌した区分欄に対応する付表の公文書の内容又は形式の別の欄（以下「内容又は形式の別欄」という。）を参酌して分類したものを中分類とし、その名称は、参酌した内容又は形式の別欄に掲げる名称を参酌したものとす。この場合において、付表の 1 の(6)のスを参酌したときは、当該内容又は形式の別欄の名称にかかわらず、適当な名称を設定するものとする。	0 から 999 までの数字を用いる。
小分類（公文書ファイル等の名称）	中分類のそれぞれを、公文書ファイル等ごとに分類したものを小分類とし、その名称は、県民が理解しやすい表現を用いた、当該公文書ファイル等の内容を端的に示すものとする。	0 から 999 までの数字を用いる。

2 保存期間

小分類ごとに、当該小分類の属する中分類を設定する際に参酌した内容又は形式の別欄に対応する付表の保存期間の欄（以下「保存期間欄」という。）を参酌して定めるものとする。

3 保存期間の満了時の措置

小分類ごとに、保存期間を設定する際に参酌した保存期間欄に対応する付表の保存期間の満了時の措置の欄を参酌して定めるものとする。ただし、当該小分類に属する公文書ファイル等に、付表において移管するものとされている公文書又は次の(1)から(5)までに掲げる公文書が含まれるときは、当該小分類の保存期間の満了時の措置は、移管としなければならない。

- (1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されている公文書
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されている公文書
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されている公文書
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されている公文書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県の諸活動について、現在及び将来の県民に伝える価値の高い情報が記録されている公文書

(付表)

1 分類、保存期間及び業務単位での保存期間の満了時の措置

(1) 条例等の制定又は改廃及びその経緯

区分	公文書の内容又は形式の別	保存期間	保存期間の満了時の措置
条例、規則、訓令等	(7) 条例又は規則の制定又は改廃及び	30 年	移管

に関する公文書	その経緯に関するもの				
	(イ) 訓令、告示、要綱等の制定又は改廃及びその経緯に関するもの	a 重要なもの	30年	次のものは移管とし、それら以外のものは廃棄とする。 (a) 重要な訓令又は告示に関するもの (b) 県行政又は県民生活に顕著な効果又は影響を与えた要綱等の制定、大きな改正又は廃止に関するもの	
		b 一般的なものの	10年		
		c 軽易なもの	5年		
	(ウ) 条例、規則、訓令等の解釈、運用方針等の策定及びその経緯に関するもの（(ア)及び(イ)に掲げるものを除く。）	a 重要なもの	30年		条例、規則、重要な訓令等の解釈、運用方針等に関するものは移管とし、それ以外のものは廃棄とする。
		b 一般的なものの	10年		
c 軽易なもの		5年			

(2) 行政運営若しくは政策の基本的な事項を定める計画又は方針(以下「計画等」という。)の策定又は改正及びその経緯

区分	公文書の内容又は形式の別	保存期間	保存期間の満了時の措置	
ア 県の計画等に関する公文書	(ア) 基本計画の策定及びその経緯に関するもの	30年	移管	
	(イ) 基本計画の進行管理又は評価に関するもの	10年	移管	
	(ウ) 県の行政又は事業に関する計画等の策定及びその経緯、進行管理並びに評価に関するもの（(ア)及び(イ)に掲げるものを除く。）	a 特に重要なもの	30年	次のものは移管とし、それら以外のものは廃棄とする。 (a) 計画等の策定又は改定に関する最終的な裁決文書及び計画書 (b) 計画等の策定までの重要な経緯に関するもの (c) 計画等の案に対する県民の意見等を記録したもの (d) 計画等の進行管理又は評価に関するものうち重要なもの
		b 重要なもの	10年	
c 一般的なものの	5年			
イ 実施機関の組織の新設又は改廃に関する公文書	実施機関の組織の新設又は改廃及びその経緯に関するもの	30年	軽易な内容のものは廃棄とし、それ以外のものは移管とする。	
ウ 県議会又は主要な会議等に関する公文書	(ア) 県議会に提出する議案及び議決の結果に関するもの	30年	移管	
	(イ) 部局長等を構成員とする主要な会議等における決定及びその経緯に関するもの	a 部局長会議その他特に重要なもの	30年	移管
		b 重要なもの	10年	県の主要な施策に関するものは移管とし、それ以外のものは廃棄とする。
		c 一般的なものの	5年	

(3) 複数の実施機関による申合せ又は他の実施機関若しくは地方公共団体に対して示す基

準の設定及びその経緯

区分	公文書の内容又は形式の別	保存期間	保存期間の満了時の措置	
ア 複数の実施機関による申合せに関する公文書	複数の実施機関による申合せ及びその経緯に関するもの	10年	軽易な内容のものは廃棄とし、それ以外のものは移管とする。	
イ 他の実施機関に対して示す基準の設定等に関する公文書	他の実施機関に対して示す基準の設定等及びその経緯に関するもの	10年	移管	
ウ 県又は市町村の廃置分合等に関する公文書	県又は市町村の廃置、分合、名称、地籍又は区域の決定及びその経緯に関するもの	30年	移管	
エ 他の地方公共団体に対して示す基準の設定等に関する公文書	他の地方公共団体に対して示す基準の設定等及びその経緯に関するもの	10年	移管	
オ 法律又は法律に基づく命令に基づく他の地方公共団体に対する協議、同意又は勧告に関する公文書	法律又は法律に基づく命令に基づく他の地方公共団体に対する協議、同意又は勧告に関するもの	a 重要なもの	10年	移管
		b 一般的なものの	5年	廃棄
カ 法律又は法律に基づく命令に基づく他の地方公共団体に対する届出、通知、報告等に関する公文書	法律又は法律に基づく命令に基づく他の地方公共団体に対する届出、通知、報告等及びその経緯に関するもの	a 重要なもの	10年	移管
		b 一般的なものの	5年	廃棄

(4) 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

区分	公文書の内容又は形式の別	保存期間	保存期間の満了時の措置	
ア 審査基準、処分基準、行政指導指針等に関する公文書	審査基準、処分基準、行政指導指針又は標準処理期間の策定及びその経緯に関するもの	10年	移管	
イ 許認可等の行政処分に関する公文書	許認可等の行政処分及びその経緯に関するもの	a 特に重要なもの	30年	次のものは移管とし、それら以外のものは廃棄とする。 (a) 許認可等の経緯に関するもので、県民生活に大きな影響を及ぼす可能性のあるもの (b) 公益法人等に係る重要な内容に関するもの
		b 重要なもの	10年	
		c 一般的なものの	5年	
ウ 不利益処分に関する公文書	不利益処分及びその経緯に関するもの	5年	廃棄	
エ 行政代執行に関する公文書	行政代執行及びその経緯に関するもの	a 重要なもの	30年	軽易な内容のものは廃棄とし、それ以外のものは移管とする。
		b 一般的なものの	10年	

オ 補助金、交付金、貸付金等に関する公文書	(ア) 補助金、交付金、貸付金等の制度の創設又は運用基準の決定及びその経緯に関するもの	a 重要なもの	10年	軽易な内容のものは廃棄とし、それ以外のものは移管とする。
		b 一般的なもの	5年	
	(イ) 補助金、交付金、貸付金等の交付決定等及びその経緯に関するもの	a 重要なもの	10年	顕著な効果をもたらし、又は話題性に富んだ事業に関するものは移管とし、それ以外のものは廃棄とする。
		b 一般的なもの	5年	
カ 不服申立て、訴訟等に関する公文書	(ア) 不服申立てに関する裁決等及びその経緯に関するもの	a 重要なもの	30年	法律、法律に基づく命令又は条例の解釈、その後の県の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するものは移管とし、それ以外のものは廃棄とする。
		b 一般的なもの	10年	
		c 軽易なもの	5年	
	(イ) 県又は県の機関を当事者とする訴訟等の判決等及びその経緯に関するもの	a 重要なもの	30年	法律、法律に基づく命令又は条例の解釈、その後の県の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するものは移管とし、それ以外のものは廃棄とする。
		b 一般的なもの	10年	
		c 軽易なもの	5年	
キ 行政上の指導、勧告又は助言に関する公文書	行政上の指導、勧告又は助言に関するもの		5年	廃棄

(5) 職員の人事に関する事項

区分	公文書の内容又は形式の別	保存期間	保存期間の満了時の措置
職員の人事若しくは育成又は各種委員の人事に関する公文書	(ア) 職員の人事（任免、分限、懲戒及び異動）及びその経緯に関するもの（人事課及びコンプライアンス・行政経営課の所掌に限る。）	30年	副知事の任免に関するものは移管とし、それ以外のものは廃棄とする。
	(イ) 職員の人事に関するもの（(ア)に掲げるものを除く。）	3年	廃棄
	(ウ) 職員の給与又は勤務時間に係るもののうち、事務執行上の基本となるもの（人事課の所掌に限る。）	10年	移管
	(エ) 職員の給与又は旅費に関するもの	5年	廃棄
	(オ) 会計年度任用職員の任免に関するもの	5年	廃棄
	(カ) 各種委員の任免に関するもの	a 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項各号及び第2項各号に掲げる委員会の委員又は委員に関するもの	30年
b その他		5年	廃棄

	(キ) 職員の履歴に関するもの	30年	知事又は副知事に関するものは移管とし、それ以外のは廃棄とする。	
	(ク) 職員の長期給付若しくは恩給又は退職年金に関するもの	30年	廃棄	
	(ケ) 職員の出張、特殊勤務、時間外勤務等の命令に関するもの	5年	廃棄	
	(コ) 職員の研修に関するもの	1年	廃棄	
	(カ) 職員の服務又は福利厚生に関するもの	a 重要なもの	5年	廃棄
b 一般的なもの		3年		
c 軽易なもの		1年		
	(シ) 公務災害に関するもの	a 重要なもの	10年	廃棄
b 一般的なもの		5年		

(6) その他の事項

区分	公文書の内容又は形式の別	保存期間	保存期間の満了時の措置	
ア 予算、決算、財政状況等に関する公文書	(ア) 予算編成又は決算及びその経緯に関するもの	a 財政課又は会計局で保存するもの	10年	次のものは移管とし、それら以外のものは廃棄とする。 (a) 予算編成方針又は予算執行方針に関するもの (b) 予算編成又は決算に係る重要な経緯に関するもの
		b その他	5年	
	(イ) 収入又は支出に関するもの	5年	廃棄	
	(ウ) 監査又は検査に関するもの	5年	廃棄	
	(エ) 財政に関するもの（(ア)から(ウ)までに掲げるものを除く。）	a 重要なもの	10年	移管
		b 一般的なもの	5年	廃棄
イ 公共事業の実施に関する公文書	公共事業に係る計画、調査、設計、工事等の実施及びその経緯に関するもの	a 重要なもの	30年	顕著な効果をもたらし、又は話題性に富んだ事業に関するもので次のものは移管とし、それら以外のものは廃棄とする。 (a) 基本構想（調査設計を含む。）、基本計画、実施計画等に関するもの (b) 事業の実施に関する各種調査（地質、電波障害、日照等の調査）の結果に関するもの (c) 事業の実施に当たり必要となった各種許可手続に関するもの (d) 事業実施に関する住民説明会等の記録に関するもの (e) 事業の評価に関するもの
		b 一般的なもの	10年	

				(f) その他重要な経緯に関するもの	
ウ 県有財産の取得、管理等に関する公文書	(ア) 県有財産の取得又は処分及びその経緯に関するもの	a 特に重要なもの	30年	特に重要な財産に関するものは移管とし、それ以外のは廃棄とする。	
		b 重要なもの	10年		
		c 一般的なものの	5年		
	(イ) 県有財産の管理に関するもの	a 重要なもの	30年	廃棄	
		b 一般的なものの	10年		
		c 軽易なもの	5年		
エ 皇室の行事、叙位、叙勲、褒章、表彰等に関する公文書	(ア) 皇室の行事(行幸啓を含む。)への対応及びその経緯に関するもの		30年	移管	
	(イ) 叙位、叙勲又は褒章の候補者の選考及びその経緯に関するもの		30年	移管	
	(ウ) 表彰規則(昭和34年長野県規則第6号)に基づく表彰及びその経緯に関するもの(当該事務を総括する所属の所掌に限る。)	a 重要なもの	30年	顕著な効果をもたらし、又は話題性に富んだ業績に関するものは移管とし、それ以外のは廃棄とする。	
		b 一般的なもの	10年		
	(エ) 表彰規則に基づかない表彰又は褒賞及びその経緯に関するもの(当該事務を総括する所属の所掌に限る。)	a 重要なもの	10年	顕著な効果をもたらし、又は話題性に富んだ業績に関するものは移管とし、それ以外のは廃棄とする。	
		b 一般的なもの	5年		
(オ) 表彰又は褒賞に関するもの(ウ)及び(エ)に掲げるものを除く。		5年	廃棄		
オ 調査、統計又は研究に関する公文書	(ア) 県民の意識調査等に関するもの	a 重要なもの	10年	県民の意識等が分かる報告に関するものは移管とし、それ以外のは廃棄とする。	
		b 一般的なもの	5年		廃棄
		c 軽易なもの	3年		
	(イ) 調査、統計又は研究に関するもの	a 特に重要なもの	30年	調査、統計又は研究の結果報告に関するものは移管とし、それ以外のは廃棄とする。	
		b 重要なもの	10年		
		c 一般的なもの	5年	廃棄	
		d 軽易なもの	3年		
	カ 選挙に関する公文書	県内で行われた衆議院議員若しくは参議院議員に係る選挙、最高裁判所裁判官国民審査、地方公共団体の	a 重要なもの	10年	移管
b 一般的なもの			5年	廃棄	

	長若しくは議員の選挙又は地方自治法に基づく直接請求に関するもの			
キ 事務引継又は事務分担に関する公文書	(ア) 知事又は副知事の事務引継に関するもの		30年	移管
	(イ) 事務引継又は事務分担に関するもの（(ア)に掲げるものを除く。）	a 重要なもの	5年	廃棄
		b 一般的なものの	3年	
ク 陳情、請願、要望等に関する公文書	(ア) 陳情、請願等に関するもの	a 重要なもの	5年	県行政若しくは県民生活に顕著な効果をもたらし、又は話題性に富んだ内容のものは移管とし、それ以外のものは廃棄とする。
		b 一般的なものの	3年	
	(イ) 県民、団体等からの要望、相談等に関するもの	a 重要なもの	5年	
		b 一般的なものの	3年	
ケ 県議会における質問等又は審議会等の結果等に関する公文書	(ア) 県議会における質問又は意見及びそれに対する答弁に関するもの		3年	廃棄
	(イ) 法律又は条例に基づき設置された附属機関の審議の経過及び結果又は要綱等に基づき開催された懇談会等で述べられた意見に関するもの	a 特に重要なもの	30年	移管
		b 重要なもの	10年	
		c 一般的なものの	5年	特に保存の必要がないと判断される内容に関するものは廃棄とし、それ以外のものは移管とする。
コ 政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	(ア) 県内で開催された重大な儀式、イベント等に関するもの	a 重要なもの	30年	全国規模のもの、主要なもの等に関するものは移管とし、それ以外のものは廃棄とする。
		b 一般的なものの	10年	
	(イ) 県内で発生した大規模な災害等に関するもの	a 重要なもの	30年	県民生活に顕著な影響を与えたものに関するものは移管とし、それ以外のものは廃棄とする。
		b 一般的なものの	10年	
	(ウ) 県内で発生した重大な事件、事故等に関するもの	a 重要なもの	30年	県行政又は県民生活に顕著な影響を与えたものに関するものは移管とし、それ以外のものは廃棄とする。
		b 一般的なものの	10年	
	(エ) 県に関連した海外・県外等に関する重大なもの	a 重要なもの	30年	次のものは移管とし、それら以外のものは廃棄とする。 (a) 国際交流、県民の海外移住等で、県行政又は県民生活に顕著な影響を与えたものに関するもの (b) 大規模な災害等又は重大な事件、事故等で、県行政又は県民生活に顕著な影響を与えたものに関するもの
		b 一般的なものの	10年	

サ 知事の会見に関する公文書	(ア) 知事の会見録及び公表資料に関するもの		5年	移管	
	(イ) 知事の会見に関するもの（(ア)に掲げるものを除く。）		1年	廃棄	
シ 文書の管理に関する公文書	(ア) 公文書の管理等に関するもの	a 公文書の移管若しくは廃棄又は管理状況に関するもの	10年	次のものは移管とし、それら以外のものは廃棄とする。 (a) 移管・廃棄簿 (b) 公表された公文書の管理の状況の概要 (c) 公表された特定歴史公文書の保存及び利用の状況の概要 (d) 特定歴史公文書の廃棄に関するもの	
		b 帳簿等	常用		—
		c その他	5年		廃棄
		d その他のうち軽易なもの	1年		
	(イ) 文書の收受、発送等に関するもの	a 一般的なもの	3年	廃棄	
		b 軽易なもの	1年		
ス その他	(1)から(5)まで及びアからシまでに掲げる公文書以外のもの	a 30年保存する必要があるもの	30年	別表第1の3の(1)から(5)までに該当するものは移管とし、それ以外のものは廃棄とする。	
		b 10年保存する必要があるもの	10年		
		c 5年保存する必要があるもの	5年		
		d 3年保存する必要があるもの	3年		
		e 1年保存する必要があるもの	1年		

2 政策単位での保存期間の満了時の措置

県の諸活動について、現在及び将来の県民に伝える価値の高い歴史的に重要な政策事項で、社会的な影響が大きく、県全体として対応し、その教訓が将来に生かされるものとして、総括公文書管理者が長野県公文書審議会の意見を聴取して指定するものに係る小分類の保存期間の満了時の措置については、1の規定にかかわらず、移管とするものとする。

3 打合せの資料等の保存期間の満了時の措置

本庁又は現地機関の職員が作成し、配布した打合せの資料等を取得した場合等複数の公文書管理者が同じ内容の公文書をそれぞれ管理している場合における当該公文書に係る業務を主管する所属以外の所属の公文書管理者が管理する当該公文書の保存期間の満了時の措置については、1の規定にかかわらず、廃棄とすることができる。